

2018 年 5 月 31 日

沖縄県教育委員会
教育長 平敷 昭人 様

沖縄県教職員組合
中央執行委員長 佐賀 裕敏

2019 年度公立学校教職員の人事異動等に関する要求書

貴職におかれましては、本県教育の向上・発展に日夜ご尽力されていることに対して心から敬意を表します。

これまで私たちは、教職員の人事異動にあたって、教職員の労働条件、生活権、教育に関わる問題として、憲法の精神に基づいた民主的人事行政を求めて、教育庁と組合の信頼関係を確立しながら誠意を尽くして進めてきました。

特に養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養教職員の離島・へき地への 2 回の異動方針は、配置される職員の家族別居による精神的負担や遠距離通勤での精神的・肉体的過重負担による生活破壊が起きる可能性が考えられることから、本人の承諾を十分に考慮しなければなりません。本人の承諾が考慮されないような状況では決して離島・へき地の教育環境にプラスになるとは思えません。また、「25 年他地区異動」についても、同じく健康障害の発生が度々報告されています。

さらに昨今の学校現場の多忙化による病気休職者増加とともに精神性疾患の割合が多くなっていることから、教職員の人事異動については十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

それらのことを踏まえ、貴職が 2019 年度人事異動にあたり、人事異動「方針・要領」を積極的に改善、または運用面で柔軟な対応をしていただき、これまで以上に誠意を尽くした人事行政を実行されることを強く要望し、次の事項について要求します。

一、要求事項について

- 1、 人事については、本人の希望や特殊事情を最大限に尊重し、希望外については本人の承諾を得て行うこと。
- 2、 人事については、人事の刷新を図り人事行政の適正を期すため、公開の原則に立って組合と十分に話し合い、双方の納得と了承に基づいて行うようにすること。
- 3、 各教育事務所において各支部からの「人事異動に関する要求書」へは誠意をもって回答すること。
- 4、「教職員評価システム」の評価結果を、人事異動に反映させないこと。
- 5、公立学校教職員人事異動方針の従前の「教職員は在任期間中に 2 以上の地区を経験するものとする」については、柔軟に対応をすること。
- 6、公立小・中学校教職員人事異動実施要領の従前の「同一地区における勤続年数は 25 年を限度とし、在任期間中に 2 以上の地区を経験するものとする。」と「教諭として新規に採用された者について、次に異動する場合は、原則として離島・へき地校への異動とする。」については、柔軟

に対応をすること。

- 7、「特殊事情」については、従来の4項目で運用すること。「特殊事情のある者」とは、4項目のいずれかに該当するものとし、これらについては留任、または転任を考慮すること。とくに病気・介護等、本人の状況等の十分な配慮を行うこと。
- 8、新規採用3年目についても、夫婦別居、子の養育を担う等、著しく生活に支障があると認められる場合は、特段の配慮をすること。
- 9、同一地区へき地・離島を2度以上経験した者は、他地区異動も同時に経験した者とみなすこと。
- 10、島尻地区における渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、栗国島のへき地経験者は、他地区経験者とみなすこと。また、国頭地区における伊是名島、伊平屋島のへき地経験者は、他地区経験者とみなすこと。
- 11、他地区異動対象者であっても、本人の希望以外は、55歳以上の者の他地区異動はさせないよう最大の配慮をすること。
- 12、他地区異動で、赴任して3年を経過した者は、本人の希望地に異動させること。また、留任が希望の場合は考慮すること。
- 13、子の養育を担う教職員の他地区への異動については、原則として隣接地区の接点異動を図ること。
- 14、子の養育を担う教職員のへき地への異動については、保育園の整備状況等を勘案すること。
- 15、生活保障や、条件整備を早急に行い、へき地と平地校及び離島、北部地区と都市地区との人事交流を促進すること。
- 16、へき地への異動については、本人の希望を尊重すること。
- 17、へき地校における所定の勤務期間を満了した教職員については、本人の希望を優先させること。
- 18、管理強化につながる形での主幹教諭の転任については、組合との協議を踏まえることが条件なので配置校を増やさないこと。

二、具体的要求事項について

1、転任

- (1) 管外異動希望者については、生活の根拠地を考慮し過去のへき地経験者を優先して扱うこと。
- (2) 市町村合併（うるま市・八重瀬町・南城市・久米島町）に伴う広域化での人事異動は、旧市町村単位又はブロック単位とすること。当面は、異動調書記入の際に選択肢が限定されるので、スムーズな調書作成のために柔軟な対応ができるようすること。
- (3) 学校統廃合による、へき地経験年数に満たない職員の異動については、本人の不利にならないよう配慮すること。
- (4) へき地・離島への異動について
 - ①へき地・離島への異動を促進すること。
 - ②本人が希望しない場合、へき地からへき地への転任を行わないこと。
 - ③宮古・八重山地区において勤務年数が4年の学校は県立教職員と同様に3年とすること。
- (5) 学校事務職員について

- ①県教育委員会と県立学校及び公立小中学校を区別することなく、「教育行政事務」と位置づけて人事配置を行うこと。
 - ②採用試験を県立学校と公立小中学校で区別することなく「教育行政事務」として実施し、県教育委員会を含めた教育行政に携わる職員として採用すること。
 - ③制度が整うまでの間、公立小中学校事務職員と県立学校事務職員、県教育委員会の人事交流を促進すること。
 - ④キャリア形成を念頭に置いた人事異動を行うこと。
- (6) 学校栄養教職員および栄養教諭の人事について
- ①大型センターから大型センターへの異動はさせないこと。
(中型調理場でも学校数が多い所は、大型調理場とみなすこと)
 - ②調理場の変更のない人事異動は行わないこと。
 - ③異動については栄養教職員の職場の特殊性を勘案して、市町村ごとの区切りではなく、勤務先(調理場)の単位で希望調書が書けるようにすること。
 - ④すべての調理場に適正な定数による本務(正規)の栄養教職員を配置する事。
 - ⑤複数配置の調理場においては、栄養教職員の経験年数を考慮し完全配置すること。
 - ⑥複数配置の調理場では配置校を同じ学校にしないこと。
 - ⑦同一地区25年の限度は適用しないこと。(調書への記入も当分はさせないように)
 - ⑧へき地経験を経て栄養教職員が栄養教諭になった場合、再度へき地勤務の希望を義務付けないこと。
- (7) 養護教諭の人事について
- ①養護教員の全校配置と複数配置(小学校851人以上・中学校801人以上)の完全実施をすすめること。
 - ②学校の現状をみて地域性や実情にあわせて養護教諭の複数配置を実施し拡充をすすめること。
- (8) 養護教諭・栄養教諭・学校栄養教職員・事務職員の離島・へき地へ2回以上経験する方針に関しては今後も組合と協議をすること。また、へき地2回目の経験をもって他地区経験とする等の配慮を行うこと。当面は対象者の事情を最大限考慮すること。
- (9) 養護教諭・栄養教諭・学校栄養教職員・事務職員は、人事異動調書を3年目から記入提出するが、留任希望があった場合は対象者の意向を考慮すること。
- (10) 校長・教頭の同時転任は行わないこと。

2、採用について

- (1) 採用にあたっては、次の順序で行うこと。
 - ①有資格者で現職にある者。
 - ②有資格者で教職経験を有する者。
 - ③新規採用者は原則として教員候補者名簿の登載順に行うこと。
- (2) 臨時的任用及び非常勤をできるだけ少なくし、本採用を増やすこと。
- (3) 臨時的任用教員の本務採用時について
 - ①臨時的任用経験の長い者の順(登載年度順)で採用すること。

- ②へき地校勤務経験者を特に優先採用すること。
 - ③4月時点で欠員が明らかな場合は、直ちに新規採用すること。
 - ④本人の希望を尊重し、本人の意思確認は必ず面接し、公正に行うこと。
 - ⑤教育庁の内示を断った者を次年度の登載名簿から除外しないこと。
- (4) 教員候補者選考試験について
- ①各教科別の補充要員数を明確にし、教育的見地から必要で十分な登載者数を確保すること。
 - ②受験資格年齢の制限をなくすこと。
 - ③第一次試験の免除方法を再度検討すること。また、他県経験も含め学校現場に関わるすべての職種を一部免除条件の経験年数に加味すること。
 - ④選考試験（二次含む）の時期について、再検討を行うこと。
 - ⑤実技教科、2次試験については選考基準を示すこと。
- (5) 事務職員・栄養教職員の採用については受験資格年齢を引き上げ、将来的には撤廃をめざすこと。

3、臨時的任用教職員・再任用教職員の任用

- (1) 教員候補者名簿に継続登載されている者については、面接等の追加試験を行わないこと。
- (2) 臨時的任用は、候補者名簿に登載された者を公平に任用する等、任用基準をはっきりさせること。その際、所持免許を最大限考慮すること。
- (3) 長期継続任用者については、経験を加味して継続任用すること。
- (4) 任用時に提出が必要となる健康診断書について、前年度職場において健康診断を実施した者については、その記録をもって提出に代えること。
- (5) 再任用制度における継続雇用の面接は12月までに行うこと。採用の結果通知は、現教職員の人事異動と同様に2月までに発出すること。
- (6) 再任用者の勤務地は居住地の近隣市町村とし、離島、へき地及び管外の勤務地については本人の同意を得て行うこと。

4、次の事項で校長・市町村教委への周知徹底を図ること。

- (1) 県教育庁の人事異動方針等は、全教職員に対して全て提示し説明すること。
- (2) 人事異動調査書の校長提出日については、本人の検討期間を最低10日保障させること。
- (3) 特殊事情の4項目を職員に明確に説明すること。
- (4) 特殊事情の申し入れを校長や市町村教委段階で判断させないこと。
- (5) 調書提出後、特殊事情が生じた場合には、本人の申し入れを受け付けること。
- (6) 校長が最終的に作成し提出する調書は、本人の確認を得させること。
- (7) 情実人事や不当人事等を行わないこと。
- (8) 異動対象者以外に調書提出を強制しないこと。